

(意見書案第5号)

被災者支援・被災地の復旧・復興と原発事故への補償を求める意見書

未曾有の大震災から3か月を経過しようとしているが、被災者支援でも、復旧・復興でも、被災地には先の見えない困難が山積している。国は復興にあたって、①被災者が再出発できる生活基盤を回復する ②住民合意を尊重し、「上からの押し付け」は行わない という原則を堅持し、被災者の支援と復旧・復興に全力で取り組むことが必要である。

福島第一原発の事故によって、多くの人が仕事を奪われ、「家」から追い出され、不自由な避難所生活を強いられている。地場産業が大きな被害を受けただけでなく、風評被害を含め、多くの地域に被害が拡大している。政府は責任ある原発危機収束の展望を示すとともに、万全の対策を講じなければならない。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 劣悪な生活環境に置かれている避難所の改善を急ぐとともに、在宅の被災者への救援体制を抜本的に強化すること。
- 2 被災者の生活の安定、二次被害の防止のためにも、希望者全員が入居できる仮設住宅を早期に建設すること。そのために、民有地の借り上げ、集落ごとの小規模な用地確保など、必要な土地を確保するために国が責任をもって支援すること。
- 3 被災地の多くの事業者が、借入金で建設した工場、機械、店舗、船舶等を失い、収入が途絶えても、借金だけが残っている。国の責任で、債務を凍結・免除し「せめてゼロからのスタート」ができるよう支援すること。また、本格的な仕事再開までの生活を支えるとともに、積極的な緊急雇用対策を行うこと。
- 4 個人住宅の再建に当たって、全壊でも300万円にとどまっている被災者生活再建支援法の支援額を抜本的に引き上げ、支給対象を一部損壊、液状化、店舗被害等にも拡大すること。
- 5 被災地は高齢化率も高く、医療、介護のネットワークの再構築が急がれる。公的病院の再建はもちろんのこと、民間医療機関、民間福祉施設の再建に必要な支援を行うこと。
- 6 原発事故に対する東京電力の賠償に当たっては、国の責任で風評被害も含め損害の全てを迅速に賠償させること。各地の放射能汚染の実態を正確かつ綿密に計測・把握し、国民に対して納得の行く説明を行うとともに、万全の安全対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月10日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防災担当大臣

宛